

令和3年度技術職・技能職の魅力啓発冊子及び動画等作成業務委託仕様書

- 1 委託名 令和3年度技術職・技能職の魅力啓発冊子及び動画等作成業務委託
- 2 委託内容 技術職・技能職の魅力啓発に係る冊子の企画構成、原稿作成、編集、印刷製本並びに動画の企画構成、動画撮影、編集、動画データ作成及び動画周知用チラシのデザイン、印刷

3 納品物仕様

(1) 冊子

- ア 規格 A4判 52～64ページ（表紙・裏表紙を含む）
※ページ数については、企画提案内容に含むものとし、契約時に確定する。
- イ 用紙 コート紙 菊判 62.5kg以上
- ウ 製本 中綴じ
- エ 部数 14,000部
- オ 構成
- (ア) 表紙
- (イ) 本編
- a 技術職・技能職の魅力
- b 千葉市・茂原市・市原市・四街道市（以下、「4市」という。）内で活躍する技術職・技能職の紹介（13人以上とする。内訳は以下を参照すること。）
- 千葉市：8人以上
茂原市：2人以上
市原市：2人以上
四街道市：1人以上
- c 技術・技能職等に就くためのキャリア形成方法
- d 問い合わせ先（千葉市雇用推進課等）
- カ 校正 校正3回、色校正1回（必要に応じて変更の可能性あり）
- キ 印刷 オフセット印刷4色刷り
- ク 納入期限 令和4年3月16日（水）（厳守）

(2) 動画

ア 規格

解像度	フルHD（1920×1080）
アスペクト比	16:9
データ形式	下記いずれかの形式とすること。 MOV、AVI、FLV、DNxHR、HEVC（h265）、MPEG4、WMV、3GPP、ProRes、MP4、MPEGPS、WebM、CineForm

イ 内容

- (ア) 千葉市内で活躍する技術職・技能職の紹介
紹介数は5人を原則とし、冊子に準じて作成すること。

なお、提案により、千葉市内の者を6人以上紹介することや、千葉市内の者5人に加え、4市のうち千葉市以外の者を紹介する動画を作成することは可能とする。

(イ) 技術・技能職に就くためのキャリア形成方法

冊子に準じて作成すること。

ウ 動画の長さ

(ア) 千葉市内で活躍する技術職・技能職の紹介

1人につき2～3分程度とすること。

(イ) 技術・技能職に就くためのキャリア形成方法

5分程度とすること。

エ 動画編集上の留意点 聴覚障害や視覚障害のある方でも情報が受け取れるよう、音声や字幕などの素材も用意すること。

オ 校正 3回程度（必要に応じて変更の可能性あり）

カ 納入期限 令和4年3月30日（水）（厳守）

(3) 動画周知用チラシ

ア 規格 A4判1枚

イ 用紙 コート紙 57.5kg程度

ウ 部数 55,000部

エ 内容 動画内容を紹介するとともに、中学生・高校生やその保護者が動画を見たいくなるような内容とすること。

オ 校正 校正3回、色校正1回（必要に応じて変更の可能性あり）

カ 印刷 両面印刷4色刷り

キ 納入期限 令和4年3月30日（水）（厳守）

4 納品物

(1) データについて

ア 冊子については、印刷用データをPDF及びai形式で、記録媒体（CD-R）に格納し提出する。

PDF形式はHPの掲載に適したサイズのデータとすること。

また、ai形式のデータについてはアウトラインをかけたもの、かけないもの両方とする。

イ 動画については、編集が完了したものをDVD-Rに格納して納品する。

(2) 納品場所及び部数は、下表のとおりとする。

納品場所	冊子納品部数	動画データ 格納媒体納品数	動画周知用チ ラシ納品部数
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所2階 千葉市雇用推進課	9,131部	1枚	55,000部
千葉県茂原市道表1番地 茂原市役所6階 茂原市商工観光課	812部	無	無
千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市原市役所第2庁舎4階 市原市商工業振興課	3,043部	無	無

千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所4階 四街道市産業振興課	1, 014部	無	無
------------------------------------	---------	---	---

※冊子の納品部数には、取材先企業等への献本数が含まれる。

納品時に、献本先ごとの献本数が記載された資料を提出すること。

(3) 著作権は、千葉市に帰属する。

5 企画構成

(1) 内容

本編の主要ページ、動画の構成等については、別紙「令和3年度技術職・技能職の魅力啓発冊子及び動画等作成業務委託に係る企画要望等」（以下、「企画要望」という。）を踏まえて作成すること。

(2) その他

ア 技術職・技能職は「厚生労働省編職業分類表 平成23年度版」の中分類07～10、38・39、49～73に含まれる職種を想定しているが、それ以外の職種を用いる場合は、事前に4市と協議し承認を得るものとする。

イ 取材先（企業・個人）は4市と協議して選定すること。

ウ 取材先との交渉や、取材対象者の撮影及び冊子・動画への掲載の許諾は受託者が行うこと。

なお、動画は下記での公開を予定している。

内容	公開予定期間	掲載媒体
千葉市内で活躍する技術職・技能職の紹介	令和4年4月～ 令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市公式ホームページ 千葉市YouTubeチャンネル (chibacityPR)
技術・技能職に就くためのキャリア形成方法	令和4年4月～ 令和6年4月	

エ ロケーションハンティング、写真撮影を適宜行うこと。

オ 納品物制作に使用するデータは受託者が収集すること。

カ 制作に使用する写真や動画は、原則として受託者が著作権を有するものや受託者が撮影したオリジナルのものを使用すること。

その他の写真・映像素材を部分的に使用する場合、6 特記事項に記載の内容に留意すること。

キ 打ち合わせ、校正戻しの際には、原則として受託者の担当者が来庁すること。

6 特記事項

(1) 著作権の取り扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取り扱いについては、以下に定めるとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を千葉市に無償で譲渡するものとする。

ただし、千葉市に著作権を譲渡できないもの（オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等）を成果物の一部とすることは、利用条件等を千葉市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。

イ 受託者は、千葉市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規

定する権利（著作権人格権）を行使することができない。

(2) 業務の再委託について

ア 受託者は、全ての業務を他の事業者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。

イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他留意事項

ア 業務遂行に当たっては、受託者は適宜4市と協議に応じ、4市の指示に従うこと。

イ 業務遂行に当たり必要となる資料については、4市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取り扱いに十分注意すること。

ウ 業務の進捗状況について、4市に適宜報告を行うこと。